

平成31年2月7日

大刀洗町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

大刀洗町農業委員会

会長 柳 繁彰

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、大刀洗町農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地3年後の解消面積 1.5 ha

【目標設定の考え方】

大刀洗町策定の「第5次大刀洗町総合計画」の政策目標（解消面積5ha）に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員の連携を強化し、年間0.5haの解消を目標とした。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携を取り、農地パトロールを実施し、遊休農地の所有者の利用状況調査や相談・指導を行う。
- ・農地利用状況調査後に農地利用調査を実施して、利用意向に基づいた結果を適切に処理する。

2. 担い手へ3年後の農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 836 ha

【目標設定の考え方】

大刀洗町策定の「第5次大刀洗町総合計画」の政策目標（集積率80パーセント）に基づき、新規集積面積を年間37haとし、3年後の全体の目標面積を836ha（集積率61パーセント）と設定した。

【参考】

担い手への農地利用集積状況（2019年1月現在）

53パーセント（農地面積1,360haに対して担い手への集積面積725ha）

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

農業委員及び農地利用最適化推進委員による総合的な体制を強化し、中間管理事業を中心とした担い手への農地の集積を推進する。

3. 新規参入3年後の促進について

(1) 新規参入の促進について

3 経営体

【目標設定の考え方】

過去3年間の新規参入者の実績から算出し設定した。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

新規就農者や意欲ある事業者に対する支援・相談を受けるとともに、農地集約を促進し、農業経営体の強化を図る。

4. その他

本指針は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに取り組みを検証し、必要に応じて目標数値の見直しを行う。